

## きのくに県民カレッジ運営要領

### 1 目的

この運営要領は、きのくに県民カレッジ設置要綱第10条の規定により、きのくに県民カレッジ（以下「県民カレッジ」という。）の事業の運営に必要な事項を定めるものとする。

### 2 講座の構成

県民カレッジの講座は、県、市町村、高等教育機関、生涯学習関連団体等（以下「実施機関」という。）が提供する事業・講座・教室等で構成する。

### 3 講座の開講

実施機関は、きのくに県民カレッジ参加申込書（別記様式1）及び講座登録書（別記様式2）を学長に提出し開講するものとする。

なお、県民カレッジの登録を認める講座は、次のとおりとする。

- (1) 県（関係機関を含む。）が主催する広域的な事業・講座
- (2) 市町村（関係機関を含む。）が主催し、他市町村の住民も参加できる講座（スポーツ等を含む。）
- (3) 大学・短大、高等専門学校又は県立学校が主催する公開講座
- (4) 生涯学習関連団体が主催し、県民一般も参加できる講座
- (5) その他学長が認めるもの

### 4 情報提供

県民カレッジの講座の情報提供は、次のとおりとする。

- (1) きのくに学習メニューブック（以下「学習メニューブック」とする。）の発行（年2回）
- (2) インターネット等による情報提供
- (3) その他必要な情報提供

### 5 講座の分野

県民カレッジの講座の分野は、次のとおりとする。

- (1) ふるさと学…ふるさとの文化、歴史、自然などについての学習
- (2) 家庭・地域…家庭生活、福祉、人権、地域社会の活性化についての学習
- (3) 社会・経済…政治、経済、産業、歴史、社会などについての学習
- (4) 自然・科学…自然や科学などについての学習
- (5) 技術・技能…職業能力の開発や資格取得など技能の向上を目指すための学習
- (6) 芸術・文化…芸術や文化など、豊かな生活の創造を目指すための学習
- (7) 健康・スポーツ…健康の増進、体力の増強など、健康に関する学習（スポーツ・レクリエーションを含む。）
- (8) 国際理解・語学…様々な語学学習や国際理解を深めるための学習
- (9) その他…上記(1)～(8)に該当しない学習又は複数分野にわたる学習

### 6 入学手続等

入学手続及び受講手続は、次のとおりとする。

- (1) 入学手続  
受講手帳に添付の入学申込書に必要な事項を記入し、実施機関に提出することで入学とする。
- (2) 受講手続  
受講する講座を選択し、実施機関に申込みを行う。

### 7 単位の設定及び認定

単位の設定及び認定は、次のとおりとする。

- (1) 単位の設定
  - ア 講座ごとに実施機関が単位数を設定する。
  - イ 原則として1時間を1単位とする。ただし、実技、実習、野外実習、見学等は、2～3時間をもって1単位とする。
- (2) 単位取得の認定
  - ア 実施機関は、入学者の講座の受講をもって単位を認定し、単位認定シールの配付を行う。
  - イ 取得した単位の記録及び学習の記録は、受講手帳を用い、入学者が管理する。

### 8 認定証の発行

学長は、認定証の申請者に対し、単位認定シール及び学習の記録を確認し、取得した単位に応じた認定証を発行する。ただし、200、300、500単位の取得による認定証の発行の申請者は、それぞれ100、200、300単位の取得による認定証の発行を受けていることとする。

- (1) 100単位…「きのくに生涯学習ブロンズマスター」

- (2) 200 単位・・・「きのくに生涯学習シルバーマスター」
- (3) 300 単位・・・「きのくに生涯学習ゴールドマスター」
- (4) 500 単位・・・「きのくに生涯学習士」

## 9 事務分担

事務局及び実施機関の事務分担は、次のとおりとする。

### (1) 事務局

- ア 県民カレッジ全体にかかわる事業計画及び予算に関すること。
- イ 講座の登録に関する事項及び実施機関との連絡調整に関すること。
- ウ 学習メニューブック、受講手帳、単位認定シールの作成及び実施機関への配付に関すること。
- エ 認定証の発行に関すること。
- オ 広報に関すること。
- カ 学習情報の提供及び調査研究に関すること。
- キ その他必要な事項に関すること。

### (2) 実施機関

- ア 学習メニューブック及び受講手帳の配付に関すること。
- イ 講座の企画、登録、実施等に関すること。
- ウ 入学申込書の受付及び事務局への送付に関すること。
- エ 単位認定シールの受講者への配付に関すること。
- オ 講座の受講者数の事務局への報告に関すること。
- カ その他必要な事項に関すること。